

宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制について
(専門調査会報告書骨子案)

平成23年11月30日

I. 戦略的な推進体制構築の視点

民生・安全保障両分野における宇宙空間の利用の重要性が今後さらに大きくなっていくことは確実であり、我が国は、民生・安全保障分野における宇宙空間の利用の推進と宇宙空間の利用を自律的に行う能力（技術及び産業基盤の維持）を有機的に連携させることを基本戦略に、国家戦略として宇宙政策に積極的に取り組んでいく必要がある。

先般、政府は、宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制を構築することを閣議決定した。我が国の財政状況、宇宙の利用の遅れ、宇宙産業基盤の弱体化、諸外国における宇宙政策の積極的な推進などのなかで、省庁の既得権益にとらわれずに、メリハリをつけて長期的な戦略に立った宇宙政策を進めていく体制を構築できるかどうかは宇宙政策の成否を決定するものであることを認識し、以下の基本的考え方に沿って、政府全体としての強力な宇宙開発利用体制を構築するべきである。

- (1) 宇宙基本法は、宇宙基本計画などの宇宙政策に係る重要事項の決定や推進に向けての総合調整を行う機関として、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする宇宙開発戦略本部を設置している。このような宇宙開発戦略本部の強力な権限が現実に発揮され、各省庁の既得権や利害に左右されない、戦略的な意思決定を行うことを可能とするためには、ト

トップダウンによる戦略の企画立案と調整プロセスを導入する必要がある。また、戦略の実施段階においては、各省間の調整を図り、戦略的な推進を図ることが必要である。宇宙開発戦略本部におけるトップダウンの意思決定を可能とするとともに政策の戦略的な推進を図るため、強力な企画立案・調整機能を有する司令塔を構築するべきである。

(2) 宇宙基本法は、宇宙空間の利用の推進を大きな目的としているが、通信、放送、気象の分野における宇宙空間の利用が実用化段階に移行した中で、今後、政府として宇宙空間の利用の実用化に取り組むべき新たな分野は、測位、リモートセンシングなど、その利用が複数の省庁にまたがる分野である。これらの分野は、政府全体としてユーザーのニーズを総合的に取りまとめたうえで、これを踏まえて、各省庁の技術開発を行っていくこととするとともに、利用の実用化に向けてのアプリケーションの開拓やベストプラクティスの共有・蓄積などを政府全体として推進していく体制を構築することが求められている。また、準天頂衛星システムについては、実用化段階になってはじめて内閣府が実用化を担うことを決定したが、本来は、多額の投資を要する技術開発が実用化を見据えた責任ある形で行われるためには、実用化の体制を早期に明確にすることが適切である。

(3) JAXAの技術力と設備を政府の宇宙政策全体のために活用するべきであり、JAXAを国家戦略たる政府全体の宇宙開発を技術で支える実行部隊として位置づける改革を行うべきである。また、射場等官

民の宇宙開発利用を支えるインフラを整備・提供する実行部隊としての機能についても引き続き強化するべきである。

Ⅱ. 具体的な体制のあり方

1. 内閣府の所掌

内閣府に以下の機能を担わせることとするべきである。

(1) 宇宙開発利用に関する企画立案・総合調整

○宇宙開発戦略本部で宇宙基本計画など宇宙開発利用に関する戦略を決定するための政策の企画立案、政府内の総合調整

○宇宙開発戦略本部の決定を踏まえた政府全体としての総合的・計画的な開発利用を推進するための政策の企画立案、政府内の総合調整 等

(例) 宇宙に係る技術開発・実用化・産業化、ロケット産業基盤の維持、射場、試験設備の整備・維持、スペースデブリの対応、ミッションの相乗り等についての方針策定及び実施の統括、宇宙活動法案の策定 等

(2) 宇宙の利用の推進

○各省庁の技術開発に反映するために政府全体としてユーザーのニーズを総合的に取りまとめるとともに、利用の実用化に向けてのアプリケーションの開拓やベストプラクティスの共有・蓄積などを政府全体として推進していくこと等

(注) 「宇宙の利用の推進」は現在、文科省の事務となっているので、その変更が必要。

(3) 宇宙開発利用に係る施策の調整・推進

○経費の見積もり方針の策定及び例えば以下に掲げる事項

(例) 利用ニーズを踏まえた衛星システムの研究開発を進めていくための仕組みづくり、スペースデブリ対策の推進、宇宙に係る技術や産業等の国際動向の調査・分析 等

(4) 宇宙開発利用に関し、複数省庁にまたがり、内閣総理大臣が担当することがふさわしい事務

○準天頂衛星システムなど、複数省庁に利用がまたがる実用システムの整備・運用 他

(例) 宇宙活動法に係る横断的事務等（法案の内容によるので、内容確定時に確認） 等

(5) その他

(例) 宇宙政策に係る他国との戦略的対話等（宇宙機関等との協議等）、宇宙に係る国際会議の開催、宇宙に係る啓発普及及び表彰等

2. 内閣府宇宙政策委員会の設置

(1) 内閣府に、いわゆる八条審議会等として、以下の機能を担う非常勤メンバーによる宇宙政策委員会（仮称）を設置するべきである。これに伴い宇宙開発戦略専門調査会は廃止するべきである。

①宇宙開発戦略本部が作成する宇宙基本計画案について、意見を述べること

②宇宙開発利用に関する重要な政策及び事項について

調査審議し、内閣総理大臣または各省の大臣に意見を述べること。重要な政策及び事項には以下の事項が含まれるべきである。

- 全体及び個別分野の宇宙政策の中長期的な基本戦略
- 宇宙政策の重点化と効率化の方針
- 毎年度の経費の見積もり方針の策定
- 政府の主要な宇宙関係プロジェクトの評価 等

(2) 宇宙政策委員会には内閣総理大臣または各省の大臣に勧告することができる権能を与えるべきである。

(3) 宇宙政策委員会が実効的な役割を果たすことができるよう、宇宙政策委員会の下に専門的な事項を調査審議するために部会を置くことができることとするべきである。なお、宇宙活動法が制定された場合は、技術部会（仮称）において対処することとなると考えられる。

3. JAXAのあり方

(1) JAXAは政府の決定に従い、業務を実施する国家戦略たる宇宙政策の中核的な執行機関であることとするべきである。また、射場等官民の宇宙開発利用を支えるインフラを整備・提供する実行部隊としての機能についても引き続き強化するべきである。

(2) 安全保障分野における役割を果たすため、JAXA法の平和目的規定を基本法の規定と共通化するべきである。

(3) 内閣府は、宇宙政策の司令塔として、文部科学省等

とともに、JAXAの中期目標の策定、中期計画の認可、年度計画の受理、独立行政法人評価、役員人事等を行うこととするべきである。

(4) 各府省の行政ニーズに応えるように、JAXA業務をオープン化するべきである。具体的には、JAXAを活用する各府省は、主務省を経由せず、直接JAXAと協力の可能性を協議し、協力することができることとするべきである。

(5) NASA等プロジェクトの企画立案まで担っている他国の宇宙機関等との企画立案に属する事案に係る協議に当たっては、我が国としては、JAXAではなく、内閣府がその任に当たるべきである。

(6) 宇宙科学研究所については、学術研究部門としての独立性を尊重した運営体制を構築し、研究者の自由な発想に基づくプロジェクトの企画と遂行を行うための体制を強化・整備するべきである。

4. 文部科学省宇宙開発委員会の廃止

文部科学省宇宙開発委員会は廃止するべきである。

(参考) 宇宙開発委員会の主要業務

- ・ JAXAの役員の任命及び同意
- ・ 宇宙開発に関する長期的な計画の議決